

甲佐町公共施設予約システム利用規約

サービスをご利用になる前に、必ず十分にお読みください。

(趣旨)

第1条 この規約は、甲佐町公共施設予約システム（以下「本システム」という。）を利用して、甲佐町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する公共施設の利用申込等手続を行なうために必要な事項について定める。

(利用規約の同意)

第2条 本システムを利用して施設の利用申込等手続を行なうためには、この規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、教育委員会は本システムによるサービスを提供する。

2 本システムの利用登録をされた方は、この規約に同意したものとみなす。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、本システムを利用できない。

(用語の定義)

第3条 この規約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 施設 本システムを利用して利用申込等手続を行うことができる公の施設をいう。
- (2) 利用者 本システムのサービスを受ける個人又は団体をいう。
- (3) 利用者ID 本システムの利用に必要な利用者を識別する番号をいう。
- (4) パスワード 本システムの本人認証に用いる利用者が任意に定めた暗証番号をいう。
- (5) 利用申込等手続 施設利用の申込み（予約）、取消等及び空き状況の照会をいう。

(利用者登録の申請)

第4条 本サービスの利用を希望する個人又は団体は、甲佐町教育委員会社会教育課の窓口へ本人（団体の場合は代表者本人）を確認できる書類（運転免許証、パスポート、学生証、住民基本台帳カードなど）を提示のうえ、甲佐町公共施設予約システム利用者申請書（別記様式。以下「利用者申請書」という。）を提出しなければならない。

(利用登録)

第5条 教育委員会は、前条の規定により利用者申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、利用者として承認する場合は、申込者の内容並びに利用者ID及びパスワードを本システムに登録するとともに、利用者申請書の写し並びに利用者ID及びパスワードを利用者に通知するものとする。

(利用者ID及びパスワードの利用及び管理)

第6条 利用者は、本システムの利用にあたっては、利用者ID及びパスワードを本システムに入力することにより、利用申込等手続を行うことができる。

2 本システムを利用するための利用者ID及びパスワードは、次の事項に注意して、利用者の責任において厳重に管理すること。

- (1) 利用者ID及びパスワードは他人に知られないように管理すること。
- (2) パスワードは定期的に変更し、第三者への漏えい防止に努めること。
- (3) 他人からのパスワードの照会に応じないこと。教育委員会から電話等でお問い合わせするこ

とはない。

(4) 利用者ID及びパスワードを亡失した場合は、利用登録を最初に行った登録受付窓口（以下「登録受付窓口」といいます。）に連絡し、その指示に従うこと。

3 教育委員会は、利用者ID及びパスワードにより行われた利用申込等手続については、本人より行われたものとみなす。

（利用者登録の変更）

第7条 利用者は、申請した利用者登録の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく、登録受付窓口に変更内容が確認できる書類（運転免許証、パスポート、学生証、住民基本台帳カードなど）を提示のうえ、利用者申請書（別記様式）を提出しなければならない。

（利用者登録の期間）

第8条 利用者登録の申請がされ、教育委員会が利用者と承認した日を登録日とし、登録日から5年間を登録期間とする。

2 登録期間を経過した時点で、経過した登録期間中に1回以上の利用があった場合は、引き続き5年間を登録期間とする。

3 登録期間を経過した時点で、経過した登録期間中に利用がなかった場合は、登録の抹消をする場合がある。

（利用者登録の抹消）

第9条 利用者は、利用者登録の廃止を希望するときは、登録受付窓口利用者申請書（別記様式）を提出するものとする。教育委員会は、利用者から廃止の申出があったときは、利用者登録を抹消する。

2 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者登録を抹消するものとする。

(1) 利用者が虚偽の申請をした場合。

(2) 利用者が施設の管理に関する条例等又はこの規約に重大な違反をした場合。

(3) 利用者の所在が不明かつ連絡不能となった場合。

(4) 本システムの運営を故意に破壊又は妨害をした場合。

(5) その他利用者として不相当と認めた場合。

（施設の予約）

第10条 本システムを利用した施設の予約は、町内登録者(団体)については、利用日の3か月前から前日までに、町外登録者(団体)については、利用日の2か月前から前日までにしなければならない。

2 教育委員会は、施設の使用の申込み状況により、予約の内容を変更することができるものとする。

（条例、規則等の遵守）

第11条 施設の使用及び使用料の支払い手続き等は、使用する施設の関係条例、規則等に従うこととする。

（禁止事項）

第12条 本システムの利用にあたっては、次の各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) 本システムを利用申込等手続以外の目的で利用すること。
- (2) 本システムに対し、不正にアクセスすること。
- (3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) 本システムに対し、ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 他人の利用者ID及びパスワードを不正に使用すること。
- (6) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

(条例、規則等の遵守)

第13条 教育委員会は、本システムに対し、前条各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、利用者から収集した情報の抹消、本システムによるサービスの停止等必要な措置を行うことができるものとする。

(免責事項)

第14条 教育委員会は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負わない。

2 教育委員会は、本システムの運用の停止、中止、中断等により発生した利用者の損害について、一切の責任を負わない。

(個人情報の保護)

第15条 教育委員会は、利用者の申請に基づく個人情報について本来の目的以外に使用せず、その管理に十分な注意を払うものとする。

2 教育委員会は、利用者の申請に基づく個人情報について、個人情報保護に必要な措置を講じたうえで、本システムの運用に必要な範囲に限り、各施設での共通情報として利用する場合がある。

(準拠法及び管轄)

第16条 この規約は、日本国憲法に準拠するものとする。

2 本システムの利用又はこの規約に関して利用者と教育委員会の間が生じるすべての紛争については、教育委員会の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(規約の変更)

第17条 教育委員会は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、この規約を変更することができるものとする。

2 利用者は、利用の都度、この規約を確認することとし、この規約変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなす。

(雑則)

第18条 その他必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。